

(令和3年1月13日現在)

質問内容	回答内容
要請対象関係	
1-1 休業または営業時間短縮の要請の詳細を教えてください。	休業や営業時間短縮は府（知事）が要請しているので、恐れ入りますが詳細は大阪府の休業要請コールセンター（06-4397-3268）へお問い合わせください。
1-2 この協力金の対象となる要請の期間はいつからいつまでですか。	令和2年12月16日から令和3年1月13日までで大阪全域を対象とする営業時間短縮等要請にかかる協力金が対象です。
1-3 自分の店が休業要請対象施設かを知りたい。	個別の店舗について休業要請対象施設かどうかにつきましては大阪府の休業要請コールセンター（06-4397-3268）へお問い合わせください。
1-4 今回の知事による休業あるいは営業時間短縮の法的位置づけは何ですか。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく知事の感染症対策にかかる協力要請です。
1-5 具体的にどこのエリアを対象ですか。	大阪市内に所在する店舗が対象となります。
1-6 どのような店（業種）がどのような要請の対象ですか。	①接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブなど）、酒類の提供を行うバー、ナイトクラブ、カラオケ店などについては、 ・業種別ガイドラインを遵守していない（感染防止ステッカーを導入していない）場合は休業要請。 ・業種別ガイドラインを遵守している（感染防止ステッカーを導入している）場合は5時から21時までの営業時間短縮を要請。 ②その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋など）は5時から21時までの営業時間短縮を要請。 ※接待を伴う飲食店・酒類を提供する飲食店が対象となります。
1-7 酒類の提供を行う飲食店とはどのような店舗ですか。	店内で飲食し酒類の提供を行ってれば休業または営業時間短縮の要請対象となります。
1-8 いわゆるレストランは営業時間短縮要請の対象ですか。	21時以降も営業しており酒類の提供を行ってれば、「その他の酒類の提供を行う飲食店」にあたるため営業時間短縮要請の対象となります。
1-9 コンビニのイートインスペースでのお酒の提供はダメですか。	飲食店ではないので対象外です。
1-10 飲食店であるが、要請期間中、酒類をメニューから外し、どの時間帯においても酒類の提供をしない場合も要請対象となるのか。	要請対象とはなりません。（よって、協力金の支給対象外となります。）
1-11 12月29日24時（30日0時）以降に深夜営業をしたが、12月30日の夜については午後9時で閉店し、それ以降要請を遵守した場合、本要請期間に係る協力金の支給対象となりますか。	12月30日0時からの営業についても、休業または営業時間短縮要請の対象となりますので、30日0時以降営業された場合は、要請を遵守されたことになりませんので、協力金支給対象外となります。

質問内容	回答内容
営業時間短縮協力金関係（概要）	
2-1 1月13日に緊急事態宣言が発出されたが、1月14日以降を対象とする飲食店の営業時間短縮要請にかかる協力金はどのような手続きになりますか。	1月14日以降の営業時間短縮等については大阪府のホームページをご確認ください。 (http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyoushikantansyuku/index.html) 【参考】(仮称)大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター 電話番号：06-6210-9525 時間：午前9時から午後7時まで（日曜日及び祝日を除く。）
2-2 北区、あるいは中央区に所在する対象店舗であるが、11月27日から12月15日に実施した要請に係る協力金申請を行っているが、12月16日以降も要請に応じる場合、本協力金（市内全域を対象とした12月16日以降の本要請にかかる協力金）の申請もする必要がありますか。	北区・中央区を対象とした11月27日から12月15日までの要請にかかる協力金申請と本申請（市内全域を対象とした12月16日以降の本要請にかかる協力金申請）は別の申請手続きになりますので、必要となります。 なお、両方の申請をされる場合は、北区・中央区を対象とした11月27日から12月15日までの要請にかかる協力金申請を先に行っていただきますと、本申請にかかる添付資料を一部省略いただけます。
2-3 北区、あるいは中央区に所在する対象店舗であるが、11月27日から12月15日までの要請は遵守していなかったが、12月16日以降の要請は遵守する予定である。この場合、本協力金を受給できますか。	12月16日以降、本要請にご協力いただき、要件を満たしていれば、今回の協力金の対象となります。なお、この場合、11月27日から12月15日までの要請が対象となる協力金の申請は行わないようにしてください。
2-4 12月16日から29日までの要請は遵守していなかったが、12月30日以降の要請は遵守する予定である。この場合、本協力金を受給できますか。	12月30日以降、要請にご協力いただき、要件を満たしていれば、今回の協力金の対象となります。（この場合の支給額は1月13日まで遵守した場合は80万円、1月11日まで遵守した場合は72万円となります。）
2-5 12月16日から29日までの要請は遵守したが、12月30日以降は要請を遵守しない予定である。協力金は支給されますか。	要件を満たした場合、支給対象となります。（この場合の支給額は76万円となります。）
2-6 対象エリアに要請対象の店を2店舗（複数店舗）有している場合は、店舗ごとに支給されますか。	店舗単位で対象（2店舗分支給される）となります。
2-7 対象は中小企業等に限定されますか。	限定されません。
2-8 売上の減少要件は必要ですか。	売上減少の要件はありません。
2-9 協力金を申請したらいつごろもらえますか。	申請書類の点検審査したうえで支給するため、一律に支給までにかかる期間は言えません。
2-10 申請方法を教えてください。	添付書類を含めてオンラインシステム申請を基本とします。 オンライン申請が難しい方には紙の申請も可能です。詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。
2-11 申請に必要な書類は何ですか。	飲食店営業許可証（写）、店舗の外観写真、時短営業・休業していることを掲示している写真、ステッカーを店舗に貼りつけている部分の写真のほか、確定申告書（写）、本人確認書類等です。いずれにせよ、要請期間中に有効な飲食店営業許可証は必ず必要です。

(令和3年1月13日現在)

質問内容	回答内容
2-12 申請時の写真とはどのようなものが必要か？	① 店舗の屋号が分かる外観写真 ② 休業・営業時間短縮がわかる写真（例：お知らせビラを掲示している写真や、店舗HPのスクリーンショットなど） ③ ステッカーを店舗に貼りつけている部分の写真 を提出いただくことを考えております。場合によっては、店舗内観写真等、その他の写真を求めることはあります。 詳細はホームページ・申請要項等で案内するので確認してください。
2-13 休業・営業時間短縮がわかる写真について、北区・中央区が対象の11月27日から12月15日の要請にかかる協力金申請で提出したものを、今回の申請でも提出すればよいでしょうか。	北区・中央区を対象とした11月27日から12月15日までの要請にかかる協力金申請と本申請（市内全域を対象とした12月16日以降の要請にかかる協力金申請）は別の申請手続きになります。よって、それぞれの期間、休業・営業時間短縮を実施した写真を提出してください。
2-14 要請期間の途中で開店する予定であった。開店後、時間短縮すれば少しでも貰えるのか。	要請期間の前日までには開業していることが支給要件となっておりますので、要請期間の途中で開店する場合は支給対象となりません。
2-15 21時以降も店内飲食を営業している店で酒類を提供しているという場合、21時以降酒類の提供をやめたら要請に協力していることになり協力金の対象になりますか。	21時で店内飲食の営業を終了しない場合は協力金の支給対象とはなりません。
2-16 通常営業が21時までの居酒屋で20時までに営業時間短縮をした場合には、協力金の支給対象となりますか。	通常営業時間が5時から21時までの店舗については、協力金の支給対象にはなりません。
2-17 要請期間中、酒類の提供をやめて、21時以降も営業する場合は協力金の対象になりますか。	営業短縮要請の対象とならなくなるため、協力金の支給対象にはなりません。
2-18 営業時間短縮要請対象の店が、要請期間中休業した場合は、協力金の対象になりますか。	休業した場合も協力金の支給対象となります。
2-19 営業時間短縮要請対象の店が、要請期間中に臨時休業や定休日と営業時間短縮した場合、協力金の対象になりますか。	定休日等も含めて要請期間中に要請に応じて休業または営業時間短縮していれば協力金の支給対象となります。
2-20 1日だけ営業時間短縮を行ったが、協力金は支給されますか。	要請期間中のすべての期間、要請に応じて休業または営業時間短縮していただくことが要件のため、協力金の支給対象となりません。
2-21 期間内に1日だけ時間短縮しなかった場合、1日分だけ減額されるのですか。	要請期間中のすべての期間、要請に応じて休業または営業時間短縮していただくことが要件のため、1日分だけ減額されるのではなく、協力金の支給対象となりません。
2-22 営業時間短縮要請対象ではない店（花屋など）が、入居しているビルの構造上、営業時間短縮あるいは休業せざるを得なくなった場合は、協力金の対象になりますか。	営業時間短縮要請対象ではないので、今回の協力金の支給対象にはなりません。
2-23 休業要請のあった施設に納品していたあるいは施設の従業員に美容サービスを提供していた。休業により売り上げに影響があったが補償はないのでしょうか。	営業時間短縮要請対象ではないので、今回の協力金の支給対象にはなりません。
2-24 営業時間短縮要請対象の店で、21時以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供を行った場合は協力金の支給を受けられますか。	店内飲食の営業を21時で終了し、それ以降にデリバリーなどに切り替えていても休業要請などに応じていただいたこととなりますので、協力金の支給対象となります。
2-25 居酒屋で立ち飲みも営業している。許可は酒類販売のみであるが申請可能か。	飲食店営業許可がない場合は、申請できません。

(令和3年1月13日現在)

質問内容	回答内容
2-26 通常、21時から4時までの営業であるが、①休業した場合、もしくは②16時から21時に変更した場合、それぞれ対象となりますか？また、①と②を混合した場合は対象となりますか。	①、②はいずれも支給対象です。
2-27 12月15日から1月11日まで要請を遵守したが、12日以降、要請を遵守しない場合、協力金の支給対象となりますか。	要件を満たした場合、支給対象となります。(この場合の支給額は148万円となります。)

質問内容	回答内容
営業時間短縮協力金関係（オンライン申請全般）	
3-1 オンライン申請の方法を具体的に教えてほしい。	1月14日午前9時以降、大阪市行政オンラインシステム（ https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home ）を利用し申請してください。24時間申請していただけます。 なお、このシステムでは利用者登録等が必要です。詳細は本市ホームページの行政オンラインシステム操作マニュアル（ https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/manual/02-利用の開始/03-利用者情報を登録する ）をご参照ください。
3-2 個人事業主であるが、行政オンラインシステム利用者登録する際に「個人」と「事業者」のどちらで登録すればよいでしょうか。	「事業者」として登録してください。
3-3 行政オンラインシステムで利用者登録する際に、間違えて「個人」として登録してしまった。どうすればよいか。	行政オンラインシステムに登録した個人アカウントでログインし、マイページの「利用者情報の照会・変更」の「照会・変更」より利用者情報を削除してください。削除後、改めて事業者として利用者登録をお願いします。
3-4 複数の店舗の申請を行いたいですが、店舗ごとにログインアカウントが必要ですか。	複数店舗の申請は同一のアカウントで行っていただけます。なお、申請ごとに申込番号が発行されます。
3-5 オンライン申請をした場合、何か連絡はありますか。	原則として、大阪市行政オンラインに登録していただいたメールアドレスに次のタイミングでメールが送信されます。 ①申請受付時 ②申請内容の確認開始時 ③申請内容の審査手続き完了時 また、申請内容等に不備がある場合、本市より申請を差し戻しますが、この場合もメールを送信します。
3-6 複数の店舗の申請をした場合、どの店舗に関するメールかはどのように区別されますか。	申請された店舗ごとに申込番号が付番されます。ご連絡メールには申込番号が記載されますので、そこで区別することができます。
3-7 申請書類に不足や記載漏れがあった場合は、どのように連絡が来ますか。	大阪市行政オンラインシステムで登録していただいたメールアドレスに申請内容に不備がある旨のメールが送信されます。（なお、不備内容の通知はメールで行いますので、必ずメールの確認をお願いします。）
3-8 申請内容に不備がある旨のメールを受信した。再申請するにはどうすればいいでしょうか。	大阪市行政オンラインシステムにログインしていただき、「マイページ」の「申請履歴の確認」のページに修正が必要な手続きが表示されますので、不備理由等、申請が差し戻された内容をご確認いただき、必要となる修正や不足資料の添付をしていただき、再度申請してください。修正が必要な内容にご不明な点などがございました場合は、本協力金のコールセンター（06-6655-0711・0820）までご確認ください。その際、申込番号をお伝えください。
3-9 手続き完了のメールが来たが、振り込みがなされていない。いつ振り込まれますか。	本市審査が完了した場合に手続き完了のメールが送信されます。このメールを受信してから1週間程度で振り込まれますので、通帳などで入金を確認してください。

(令和3年1月13日現在)

質問内容	回答内容
営業時間短縮協力金関係（郵送申請全般）	
4-1 申請は直接窓口に申請できますか。	web申請または郵送のみの受付となります。郵送の場合は、申請書、必要書類をレターパックライトにて送付してください。
4-2 郵送した書類については後で返却してもらえますか。	提出いただいた資料については一切返却致しません。ただし、書類不備等により申請書類の再提出を求める場合には、原則として、提出いただいた資料をすべて返却させていただきます。
4-2 郵送申請で申請書類に不足や記載漏れがあった場合は、どのように連絡が来ますか。	書類不備などにより申請書類の再提出を求める場合には、不備内容を示した書類とともに、原則として、提出いただいた資料をすべて返却させていただきます。再度申請される場合は、不備内容や申請要綱をご確認いただき、レターパックライトで送付してください。
4-3 郵送申請において、支給決定時には連絡が来るのか。	郵送申請の場合で審査が完了した場合、連絡は行いません。ご指定の口座への入金をもって代えさせていただきます。

質問内容	回答内容
営業時間短縮協力金関係（申請内容・必要書類（オンライン/郵送申請共通））	
5-1 申請に必要な書類は何ですか。	本人確認書類（写）飲食店営業許可証（写）、店舗の外観写真、時短営業・休業していることを掲示している写真、ステッカーを店舗に貼りつけている部分の写真的ほか、確定申告書（写）、振込口座の通帳の写しなどが必要です。また、店舗の実在を表すインターネット上の情報がない場合、内観写真や賃貸借契約書等を提出していただきます。詳細はホームページに掲載している申請要項を確認してください。また、必要に応じてその他の資料の提出を求められます。
5-2 11月27日から12月15日に実施した、北区中央区を対象地域とする要請に係る協力金申請を行っているが、12月16日からの本協力金申請にあたっては、必要書類が省略されますか。	11月27日から12月15日に実施した、北区・中央区を対象地域とする申請と同様の方法で今回も申請される場合、 ①飲食店営業許可証 ②休業・営業時間短縮がわかる写真（例：お知らせビラを掲示している写真や、店舗HPのスクリーンショットなど） 以外の資料は原則として省略いただけます。 ただし、申請者、対象施設（店舗）、振込先口座、メールアドレス（オンラインシステム申請の場合）の情報に変更がない場合に限りです。 また、この場合でも、店舗の実在を表すインターネット上の情報がない場合、内観写真や賃貸借契約書等を提出していただきます。
5-3 11月27日から12月15日に実施した、北区中央区を対象地域とする要請に係る協力金申請を行っていないが、8月のミナミ時短協力金を受給している場合は必要書類が省略されますか。	8月のミナミ時短協力金を受給しており、同様の方法で今回も申請される場合、 ①飲食店営業許可証 ②休業・営業時間短縮がわかる写真（例：お知らせビラを掲示している写真や、店舗HPのスクリーンショットなど） 以外の資料は原則として省略いただけます。 ただし、申請者、対象施設（店舗）、振込先口座、メールアドレス（オンラインシステム申請の場合）の情報に変更がない場合に限りです。 また、この場合でも、店舗の実在を表すインターネット上の情報がない場合、内観写真や賃貸借契約書等を提出していただきます。
5-4 店舗の実在を表すインターネット上の情報として何を入力（記入）すればよいですか。	ホームページやSNSでの情報提供、広報、それらが無い場合は検索エンジンで店舗の検索ができる場合はその検索結果のページのアドレスを入力（記入）してください。
5-5 店舗の実在を表すインターネット上の情報がない場合には、どんな書類が必要ですか。	①内観写真、②建物が賃貸の場合は賃貸借契約書等、自己所有の場合は建物登記事項証明書、を提出してください。
5-6 11月27日から引き続き、12月16日からも休業・時間短縮をしているため、12月16日から1月13日までの営業時間短縮・休業がわかる写真は、どのように提出すればよいでしょうか。	「11月27日から12月15日までの要請にかかる協力金申請」と「12月16日から1月13日までの要請にかかる協力金申請」は別の申請手続きになります。よって、今回の協力金申請に応じた要請期間における、休業・営業時間短縮を実施した写真を提出してください。

(令和3年1月13日現在)

質問内容	回答内容
5-7 法人で複数の代表取締役がいる場合は、誰を申請者とすればよいでしょうか。	法人で共同代表（代表取締役が複数存在）の場合は、いずれも申請者となりえます。なお、必要書類において、申請で入力（記載）された代表者名と、異なる代表者名の記載がある場合には、履歴事項証明書（商業登記簿謄本）の写し（直近3ヶ月以内のもの）など、共同代表がわかるものを追加添付してください。
5-8 飲食業の営業許可証の有効期限が切れていますが、申請できますか。	今回の協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証は必ず必要な書類です。営業時間短縮期間に有効な飲食店の営業許可がない場合は協力金支給対象外となります。
5-9 飲食業の営業許可証の有効期限が令和2年12月27日で、現在更新申請中です。何を提出する必要がありますか。	令和2年12月27日までに更新手続きをされた方は、12月28日を許可日とする許可証を入手し、添付してください。
5-10 申請者と営業許可証の名義が違います。申請できますか。	申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、共同経営等の理由により申請者と許可名義が異なる場合は、連名の飲食店営業許可証に係る申立書を作成し、提出してください。（申立書様式は https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000521848.html を参照）ただし、申立書を提出していただいても、追加で資料の提出を求める場合や不支給となる場合もありますのでご了承ください。
5-11 本人確認書類として、マイナンバーの写しを使用したいが可能か。表面なら個人番号は記載なしなのでよいのではないかな。	マイナンバーカードを提出される場合は、必ず表面（マイナンバーが記載されていない方）を提出してください。
5-12 示されている本人確認書類（運転免許、パスポート、保険証）がないが、どうすればよいか。	法人代表者又は個人事業主の氏名及び生年月日が確認できるその他の資料をご用意いただき、本協力金のコールセンター（06-6655-0711・0820）まで確認ください。
5-13 本人確認書類の写しが旧姓（結婚前・離婚前）の場合、何を添付すればよいですか。	住民票などの公的書類で確認できるものを提出してください。
5-14 本人確認書類の写しが旧住所の場合、何を添付すればよいですか。	住民票の写しを提出してください。また、免許証の裏面で確認できる場合はその写しを提出をてください。
5-15 外国籍であり、書類ごとに名義（本名と通称名）が異なります。どうすればいいですか。	住民票の写しなど、本名と通称名の双方が記載された公的証明を提出ください。
5-16 申請時の写真とはどのようなものが必要か？	① 店舗の屋号が分かる外観写真 ② 休業・営業時間短縮がわかる写真（例：お知らせビラを掲示している写真や、店舗HPのスクリーンショットなど） ③ 感染防止宣言ステッカー（登録番号と店舗名が鮮明に映っているもの）を掲示している写真を提出いただきます。 大阪市のHPに写真の例を掲載していますので、ご確認ください。
5-17 休業・営業時間短縮を実施したことを店舗に掲示していなかった場合、どのような資料を提出すればよいかな。	休業・営業時間短縮がわかる写真として、営業時間の短縮や休業の実施を案内している店舗HPのスクリーンショットなどを提出してください。
5-18 初回の確定申告期限が到来していない事業者で、直近の確定申告書の写しが用意できない場合は、どれくらいいいでしょうか。	【法人の場合】法人設立設置届出書 【個人の場合】開業届 を提出してください。

質問内容	回答内容
5-19 確定申告書、法人設立届、あるいは開業届を紛失してしまい、提出できない場合はどうすればよいでしょうか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書及び納税証明書を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。） ※資料を提出いただいた後に審査を行います。追加で資料の提出を求める場合や不支給となる場合がありますのでご了承ください。
5-20 確定申告書、法人設立届、開業届を提出できない場合は、どうすればよいか。	確定申告等を提出できない理由書と賃貸借契約書の写し（賃貸）または建物登記事項証明書（自己所有）を提出してください。 （理由書の様式は https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000521848.html を参照）
5-21 賃貸借契約書の写しが必要な場合、すべての部分が必要ですか。（オンラインシステムで求められた場合、あるいは、本市から賃貸借契約書（写）を求められた場合に限る）	下記の容がわかる部分をすべて提出してください。 ①貸主・借主 ②休業期間に対応する契約期間（自動更新の場合は場合はその条項） ③対象物件（専有面積・建物の名称・所在地） ④契約者の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分
5-22 賃貸借契約書においては転貸借は何を提出すればいいですか。（オンラインシステムで求められた場合、あるいは、本市から賃貸借契約書（写）を求められた場合に限る）	転貸借の事実が分かる書面（転貸契約書など）を提出して下さい。
5-23 対象施設の賃貸借契約書上の借主と申請者が異なり、契約書上の借主と申請者の間で、別途契約書が作成されていない場合は何を提出したらよいですか。（オンラインシステムで求められた場合、あるいは、本市から賃貸借契約書（写）を求められた場合に限る）	原則として、申請者と賃貸借契約書の賃借人、あるいは転貸借契約書における転借人は同一であると考えます。ただし、名義が異なる場合は、賃貸借契約書等の写しに加え、賃借人あるいは転借人と申請者との連名の施設運営等証明書を作成し、提出してください。 （施設運営等証明書及び理由書の様式は https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000521848.html を参照）